工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　第 19-79530-0001 号
川口高校寄宿舎煙突用断熱材除去工事

２．工 事 の 場 所　大沼郡金山町大字川口字蛇沢地内（川口高等学校）

着　工　令和　　年　　月　　日

３．工　　期

完　成　令和　　年　　月　　日

４．工事請負代金の額　金　　円　也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金　　円　也

５．契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2434-2
福 島 県
福島県立川口高等学校長　五ノ井　平吉

受注者

特約条項

第１　受注者は、約款第４条第１項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が５００万円以上となった場合は、この限りではない。

（注　この特約条項は、落札額が５００万円未満の場合に特約することとし、５００万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第２以下の各条項を１条繰り上げること。）

第２　約款第３７条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第３４条第１項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、同条第３項中「１，０００万円以上で、かつ、工期が１００日以上」とあるのは「３００万円以上」と、同条第６項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と、同条第７項及び同条第８項中「１０分の５」とあるのは「１０分の６」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と読み替えて、規定を準用する。

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第３６条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和２年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第６　約款第 25 条第１項の規定による請求があった場合においては、同条第２項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。

第７　令和元年 10 月１日の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、約款第 34 条第１項、第３項、第６項、第７項及び第８項中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の２を乗じて得た額を除く。）の」としてこれらの規定を適用する。

第８　令和元年 10 月１日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、約款第 37 条第１項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年度における第 37 条第５項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に 110 分の２を乗じて得た額を除く。)」と、「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（平成 31 年度における第 37 条第５項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金額に 110 分の２を乗じて得た額を除く。）の」と、同条第６項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（平成 31 年度における第 37 条第５項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金額に 110 分の２を乗じて得た額を除く。)」としてこれらの規定を適用する。